

一般財団法人日本鉱業振興会
菅記念奨学金 実施規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般財団法人日本鉱業振興会（以下「この法人」という。）が定款第4条（2）に基づき実施する「菅記念奨学金」（以下「奨学金」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 奨学金は、鉱業志望の優秀な学生で、経済的に困難な者に 学費を貸与することでその修業目的を達成させ、さらには将来のわが国鉱業技術分野における人材の養成にも寄与することを目的として実施するものである。

(対 象)

第3条 この法人の奨学金の貸与は、次の者を対象として実施する。

- (1) 日本国民であって、学校教育法の大学に在学し技術学科を専攻する学生で、卒業後、金属鉱業分野に就職を希望する者。
- (2) 前記の技術学科とは、材料工学、プロセス工学、総合工学を中心とする各分野において、資源、製錬、分析、環境、リサイクル、金属、材料等に関連して金属鉱業の維持発展に資する学科をいう。
- (3) 人物・学業とも優秀であり、身体強健の者で、学資の支弁が困難と認められた者

(義 務)

第4条 奨学金を受ける者（以下「奨学生」という。）は、貸与を受けた奨学金を、この規則に定める期限内に返還しなければならない。

(種 類)

第5条 奨学金は、一般貸与奨学金と特別貸与奨学金とする。

2. 特別貸与奨学金については、特別貸与奨学金を希望する学生の中から鉱業奨学委員会が相応しいと認め、理事会の承認を得た者に限り貸与するものとする。

(奨学金の額)

第6条 奨学生1名に対し、1年間に貸与する奨学金の額は次の各号のとおりとする。

- (1) 一般貸与奨学金 30万円
- (2) 特別貸与奨学金 60万円

(貸 与)

第7条 奨学金の貸与は、年2回、4月及び10月に分割して給付する。

(期 間)

第8条 奨学金の貸与期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 大学 2年間(3年次、4年次)
- (2) 大学院修士課程 2年間(1年次、2年次)
- (3) 大学院博士課程 3年間(1年次、2年次、3年次)

2.前項の(1)、(2)については1年間、(3)については1年間又は2年間の貸与も認める。

(返還及び免除)

第9条 奨学金の貸与を受けた奨学生は、卒業後、原則として、次の各号により、奨学金を返還しなければならない。

(1) 一般貸与

- 大学 4年間(年返還額15万円)
- 大学院修士課程 4年間(年返還額15万円)
- 大学院博士課程 6年間(年返還額15万円)

(2) 特別貸与

- 大学 6年間(年返還額20万円)
- 大学院修士課程 6年間(年返還額20万円)
- 大学院博士課程 9年間(年返還額20万円)

2. 金属鉱業関連会社(日本鉱業協会の会員会社)に在籍中、大学院在学中及び卒業後1年間は、返還を猶予する。

3. 返還は、毎年6月と12月の分割返還とする。ただし、返還の途中で、残金を一時に返還することができる。

4. 金属鉱業関連会社(日本鉱業協会の会員会社)に3年間在籍した場合には、返還を免除する。

(利息及び延滞金)

第10条 貸与する奨学金の利息については、次の各号のとおりとする。

- (1) 第9条に従い、奨学金の返済を完了した場合は、貸与金は無利息とする。
- (2) 最終完済期日において、なお未返済金のある場合は、その残額に対し、完済に至るまでの期間、年7.3%の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

(募 集)

第11条 鉱業奨学委員会事務局は、年1回、毎年9月に、鉱業関連団体経由で、奨学金の募集案内を行う。

（出 願）

第 1 2 条 奨学金の貸与を希望する学生は、願書（所定様式）に所定事項を記入し、鉱業関連団体に所属する教員の推薦調書（所定様式）のほか次に示す書類を添えて、1 2 月末日までに、鉱業奨学委員会事務局に提出する。

【願書に添付する書類】

- ① 教員（鉱業関連団体会員）の推薦調書
- ② 在学証明書
- ③ 健康診断書
- ④ 学資支弁困難な事情を証明する書類

（願書の裏面に記載する注意事項の 2、3 及び 4 の書類）

（選考と採否）

第 1 3 条 奨学金の貸与を希望する者の選考及び採否案の決定は、年 1 回、原則 2 月に開催する鉱業奨学委員会において行う。

2. 鉱業奨学委員会の採否案は、理事会にて承認後、その結果を 3 月末日までに学科長（専攻長）を通じて本人に通知する。

（誓約書等）

第 1 4 条 奨学金の貸与の採用通知を受けた学生は、貸与金返還誓約書及び連帯保証人承諾書（いずれも所定様式）を鉱業奨学委員会事務局に提出しなければならない。

（運 営）

第 1 5 条 奨学金の貸与及び返還等に関する事項については、この規則に従い、一般社団法人資源・素材学会との連携によって実施するものとする。

2. 奨学金の貸与等に関する文書等については、この法人及び一般社団法人資源・素材学会の両団体名の連記で行えるものとする。

（鉱業奨学委員会）

第 1 6 条 奨学金を運営するために、「鉱業奨学委員会」（以下「委員会」という。）を設ける。

2. この委員会は、別に定める「鉱業奨学委員会規則」に従うものとする。

（事務局）

第 1 7 条 奨学金の事務局は、鉱業奨学委員会事務局で行うものとする。

（改 廃）

第 1 8 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この規則は、一般財団法人の設立登記の日（平成24年4月1日）から実施する。
2. 奨学金の貸与が決定後、本人死亡又は中途退学のやむを得ない事情が発生した場合は、その後の奨学金の貸与を打切り、既に貸与した奨学金の返還に関しては、第9条にかかわらず別に本人或いは関係者と協定し、処理する。
3. 奨学生が学業を怠り、又その行状が奨学生としての資格を欠くに至ったと認められる場合、或いは志望願書提出の際、作為による虚偽の事実があったことが発見された場合は、その奨学金の貸与を取り消す。この場合、既に貸与した奨学金の返還に関しては、第9条にかかわらず、奨学生は直ちにその金額を返還しなければならない。
4. 奨学生が卒業後、その在学中に貸与された奨学金の返還に関し、第9条のとおり履行し難いやむを得ない事情が発生したときは、鉱業奨学委員会で審議後、理事会承認のうえ、返還猶予又は返還免除の処理をすることができるものとする。
5. この規則に定めがない事項については、委員会において、別途協議し、理事会にて決定する。
6. 平成26年5月14日に改正し、平成26年5月14日から実施する。
7. 平成26年11月21日に改正し、平成27年4月1日から実施する。
8. 平成30年2月16日に改正し、平成30年4月1日から実施する。
9. 令和3年8月24日に改正し、令和3年9月1日から実施する。